

## 内閣府経済社会総合研究所 任期付研究員(研究官)の募集について

内閣府では、一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成9年法律第65号（以下、「任期付研究員法」という）に基づき、以下の官職の募集を行います。

### 1. 採用予定官職

内閣府事務官（経済社会総合研究所研究官）

### 2. 職務内容

経済社会総合研究所（以下、「研究所」という）は、内閣府のシンクタンクとして理論と政策の橋渡しを担っています。主要な任務として、経済活動、経済政策、社会活動等に関わる理論的・実証的研究を行うとともに、政策研究を担う人材育成・研修等に取り組んでいます。同時に、国民経済計算体系の推計作業を行い、GDP速報及び確報を公表するとともに、景気動向指数等の景気統計の作成を行っています。加えて、こうした統計の精度向上のための統計改革が重要な任務となっています。

研究所では、時代の要請にこたえる研究テーマが随時設定され、我が国の政策諸課題に応える複数の研究プロジェクトが進められていますが、その一つとして2017年に公表された統計改革推進会議報告への対応、及び2025年に採択される予定の新たなSNS体系への移行のためのGDP統計の改革があります。

研究所にはGDP統計を作成する国民経済計算部もありますが、GDP統計の改革のうち特に研究的側面が強いものについては研究官が取り組んでいます。具体的には、これまでの産業連関表をベースにした推計から供給使用表を利用する体系への移行、資本・労働生産性の測定、無形資産の測定、無償労働の測定、及びこれらの根拠となるミクロ実証分析などです。

今回募集する職員の業務は、上記のGDP統計の改革プロジェクトに参画し、チームの一員として調査分析作業、報告書執筆等を分担するとともに、研究の進行管理、他部局との連絡調整を行うことです。加えて、所内研究官室所属の研究官として、内閣府の政策遂行に資する分野での研究業務に貢献することも期待されます。

### 3. 募集人員

若干名

### 4. 募集対象

大学院博士課程修了者及びこれに相当する者で、独立して研究する能力があり、研究者として高い資質を有すると認められるもので、以下①、②に掲げる要件を満たすこと。

- ① ミクロ及びマクロ経済学、計量経済学の基本的知識を有し、それらの分野、ないし財政、社会保障、金融、労働、教育等に関連する分野でのデータを用いた実証研究に取り組んだ経験があること。
- ② コンピュータを用いたデータ処理、特に大規模データに対応可能なソフトウェアおよびプログラミング等に関する基本的知識及び経験を有すること。

なお、以下に該当する方は、応募できませんのでご了承ください。

(1) 日本国籍を有しない者

(2) 国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号)第 38 条の規定により国家公務員となることができない者

- ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3) 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産者の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)

## 5. 採用形態

「任期付研究員法」に基づき常勤の国家公務員として採用します。

## 6. 給与

「任期付研究員法」又は一般職の職員の給与に関する法律(昭和 25 年法律第 95 号)に基づき支給します。

## 7. 身分

国家公務員

## 8. 雇用期間

令和 7 年 4 月 1 日(予定) から令和 10 年 3 月 31 日まで

## 9. 勤務時間

原則として午前 9 時 30 分から午後 6 時 15 分(昼休み 1 時間を含む。土、日、祝日、年末・年始(12 月 29 日～1 月 3 日)は除く。必要に応じて超過勤務あり。)

年次休暇 20 日(年途中で新たに職員となった場合には、在職期間に応じて決定。20 日を限度に翌年に繰越可。)、そのほかに特別休暇、病気休暇、介護休暇

## 10. 勤務地

内閣府経済社会総合研究所(東京都千代田区永田町 1-6-1)

## 11. 応募方法

### (1) 提出書類

ア. 履歴書(市販の用紙で可、写真添付)

イ. 志望理由(A4 横書き 2000 字以内)

ウ. 研究経歴書(これまでに研究業務に従事した経験があれば、その内容を具体的に記述したもの、A4 横書き)

エ. 研究業績(論文・学会報告等、A4 横書き)

※応募書類は返却いたしません(責任廃棄)。

### (2) 提出方法 郵送

### (3) 提出先

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

内閣府経済社会総合研究所総務部総務課

### (4) 提出締切り 令和6年8月30日(金) 必着

※応募書類の提出に応じ、締切り前であっても随時面接を行わせていただきます。

## 12. 選考方法

1次選考：書類審査

2次選考：面接

書類審査(1次選考)の後、面接(2次選考)を行なうこととなった方のみ、

2次選考の日時・場所等をご連絡させていただきます。

## 13. 連絡先

内閣府経済社会総合研究所総務部総務課 和智永(わちなが)

電話 03-5253-2111(代表)(内線 32712)

## 14. その他

(1) 応募の秘密については厳守いたします。

(2) 最終的に採用内定者に選考された場合、現在職に就いている方は、採用時に当該所属先から退職していただく必要があります(休職は不可)。

(3) 採用内定後、卒業証明書及び過去に在籍した会社等の在職証明書を提出していただきます。

(4) マイナンバーカードを身分証として使用するため、採用後は、同カードが必要となります(応募時にカードは必要ありません)。